

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和4年1月20日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2100638 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 2100009 号

第 1 結論

平成 18 年*月から平成 21 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 61 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 18 年*月から平成 21 年 3 月まで

私の祖父の遺産を相続した父親が、遺産から私の国民年金保険料を納付してくれた。その後、婚姻の時期に国民年金保険料は 20 歳まで遡って全て納付し完了したと聞くと共に当該保険料の領収書を渡されたことを記憶しているが、請求期間は未納と記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料は請求者の父親が納付した旨を主張しているところ、当該父親は、平成 19 年*月に亡くなった請求者の祖父の遺産を同年 12 月頃に相続し、当該遺産から請求者の請求期間に係る保険料を一括又はまとめた期間を数回に分けて A 市内の金融機関等の窓口で納付した旨を主張している。

しかしながら、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これを行ったとする請求者の父親は、保険料を納付した時期、金融機関名及び支店名等について具体的に記憶していないことから、請求者の請求期間に係る保険料の納付状況は不明である。

また、請求者の父親は、自宅近くの B 銀行、C 銀行、D 銀行又は E 銀行のいずれかにおいて納付した可能性がある旨を陳述していることから、当該金融機関等に、請求期間及び請求期間に係る保険料が納付可能な平成 23 年 4 月までの期間の納付記録について照会を行ったところ、当該金融機関等はいずれも、国民年金保険料の領収書（納付受託）控え等の資料は保存年限が経過しているため保管していない旨を回答している上、C 銀行が保管する「別段預金元帳」に請求者の取引履歴として記録されている入金額及び日付が、請求者の請求期間直後の平成 21 年 4 月から平成 22 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料の前納保険料額及び納付日と一致することから、当該取引

履歴は、請求者の当該期間の前納による納付済期間に係る保険料であることが推認できるものの、請求者の請求期間に係る取引履歴は見当たらないことから、請求者が請求期間に係る保険料を当該金融機関等で納付した事実は確認できない。

さらに、日本年金機構F広域事務センターは、請求期間に係る国民年金保険料の領収（納付受託）済通知書は保管していないと回答しており、請求期間の保険料の収納に係る資料及び収納記録について確認することができない。

このほか、オンライン記録による氏名検索を行っても、請求者に対し別の基礎年金番号が払い出された形跡はなく、請求者及び請求者の父親が、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことがうかがえる関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。